

平成 2 9 年度

第 3 回三次市地域公共交通会議資料

【報告事項 1】	広島空港連絡バス運行社会実験事業について	1
【報告事項 2】	地域内フィーダー系統確保維持計画の一部変更について	2
【報告事項 3】	三次市民バス布野町線の一部ダイヤ改正について	2
【協議事項 1】	平成 2 9 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の 事業評価について	3
【協議事項 2】	三次市民タクシー制度の改正について	3
【協議事項 3】	三江線廃線後の代替交通の整備について	5

平成 2 9 年 1 2 月 8 日 (金) 1 5 時 0 0 分 ~

三次市役所 本庁舎 6 階 6 0 3 会議室

(1) 広島空港連絡バス運行社会実験事業について

広島空港連絡バスの一部ダイヤ改正について

【改正内容】

19時55分到着の航空便（羽田発 広島行）から乗り継げるよう、広島空港発第3便の運行時刻を5分繰り下げた。

平成29年10月29日：航空ダイヤの改正実施

【改正日】

平成29年10月29日（日）

時刻表【広島空港行き】				時刻表【三次行き】				平成29年10月29日改正	H29.10.28までの
停留所	第1便	第2便	第3便	停留所	第1便	第2便	第3便	ダイヤ	
三次工業団地	6:30	12:00	17:00	広島空港	9:30	14:30	20:15	20:10	
三次中央病院	6:37	12:07	17:07	山の駅世羅(大豊農園)	10:05	15:05	20:50	20:45	
三次ロイヤルホテル前	6:41	12:11	17:11	吉舎中学校前	10:25	15:25	21:10	21:05	
三次駅前	6:46	12:16	17:16	三次駅前	10:52	15:52	21:37	21:32	
吉舎中学校前	7:13	12:43	17:43	三次ロイヤルホテル前	10:57	15:57	21:42	21:37	
山の駅世羅(大豊農園)	7:33	13:03	18:03	三次中央病院	11:01	16:01	21:46	21:41	
広島空港	8:08	13:38	18:38	三次工業団地	11:08	16:08	21:53	21:48	

広島空港連絡バス運行社会実験の現状について

【別紙1】 「三次～広島空港連絡バス」に関するアンケート調査結果 参照

「三次～広島空港連絡バス」に関するアンケート調査の実施について

1. 調査の目的

広島空港連絡バスの利用目的は、帰省、観光・旅行に次いで「ビジネス」での利用が3番目に多くなっている（上記2 アンケート集計結果より）。定期的に広島空港を利用するビジネスマンの動向と、航空機の利用状況を把握し、ニーズを調査することで、次回のバスダイヤ改正の検討材料とする。

2. 調査対象

三次商工会議所，三次広域商工会の会員事業所
（三次商工会議所会員数：約1,450 / 三次広域商工会会員数：約800）

3. 調査方法

12月中旬に発送される商工会議所及び広域商工会のDMに同封して送付
FAXにて回収（三次市 定住対策・暮らし支援課宛）

4. 調査様式

【別冊資料1】 「三次～広島空港連絡バス」に関するアンケート調査の実施について 参照

(2) 地域内フィーダー系統確保維持計画の一部変更について

1. 変更内容

「三次～赤名線」(運行事業者：備北交通株式会社)の運行時刻等の変更
詳細は【別冊資料2】「赤名線時刻表」参照

2. 変更日

平成29年10月1日(日)

3. 変更理由

- ・赤名～頓原間(飯南町内)の路線廃止
- ・三次駅での高速バス(三次～大阪線)との接続を考慮

(3) 三次市民バス布野町線の一部ダイヤ改正について

1. 改正の理由

布野町内を運行する市民バスは、町内におけるフィーダー路線としての役割を持ち、幹線交通である路線バスに乗り継いで三次市街地方面へ移動できるように、接続を考慮したダイヤが設定されている。平成29年10月の路線バスのダイヤ改正により、従来の乗り継ぎができなくなった。また、午前中の便を中心に慢性的な遅延も発生しているため、それらを是正し、定時性を確保することで、利便性の向上を図ることを目的に、ダイヤを改正する。

2. 改正内容

迎え便全便の始発時刻を10分繰り上げる。

3. 改正予定日

平成30年2月1日を予定

4. 住民への周知

各常会を通じて新しい時刻表を各戸に配布、音声告知放送などで周知する。

(1) 平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

【別紙2】平成29年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価の報告について

(2) 三次市民タクシー制度の改正について（相乗りタクシー事業の運用開始）

制度改正の目的

公共交通が地域において役割を果たしていくために、可能な限り利用者ニーズに沿った、持続可能な形で確保・維持していくことが必要となる。

現在幹線公共交通として運行している路線バス等の整備事業と並行して、バス等の整備が困難な地域公共交通空白地の移動手段確保のために、市民タクシーを導入しているが、現行は、導入できる基準が分かりにくく、予約事務や運賃の半額を補助金という形で支給することによるタクシー会社へ支払作業への負担感があるなど、制度の課題がある。

これらを踏まえ、利用者の負担改善と利便性の向上のため、対象者が通常のタクシー利用で使用可能なタクシー助成券を発行し助成する制度への改正を実施する。なお、本制度は公共交通として運営していくため、複数人での利用を条件とし、地域事情の審査を条件化するとともに、複数人利用のイメージを定着させるために、名称を『三次市相乗りタクシー』に変更する。

相乗りタクシー事業の試験運用の実施について

期 間	平成29年8月から
対象地区	平成28年度に市民タクシーの利用があった5地区 (粟屋町4地区・河内町1地区)
申請者数	28名(平成29年8月31日現在)

相乗りタクシーの概要

対象者	最寄りの駅やバス停から1km以上離れた場所に住む旧三次市内の市民
補助金額	駅・バス停までの距離が2km未満 3万円/年(300円券100枚) 駅・バス停までの距離が2km以上 6万円/年(300円券200枚)
利用申請	住民自治組織に申請書を提出 審査後、市からタクシーチケットを交付
利用条件 利用方法	相乗りタクシー券を持った人同士、複数人で利用 1回の乗車につき1人2枚(600円分)まで使用可能 タクシー券との差額をタクシー運転手に支払う
他の制度 との併用	高齢者運転免許自主返納支援事業(定住対策・暮らし支援課) 併用可 福祉タクシー等助成制度(社会福祉課) 併用不可 福祉タクシー等助成券分を差し引いて助成
協力機関	旧三次市内のタクシー事業者

相乗りタクシー（試験運用）利用者への聞きとり調査結果

1. 実施概要

実施日：平成 29 年 11 月 16 日

聞きとり先(利用地区)：4地区(大平亀谷地区, 中の村地区, 若屋地区, 長伝地区)

2. 利用状況の変化など

- ・基本的には、従前の市民タクシー制度と同じような利用を継続されている。
(例えば、世話人が予約を集約して利用する、運行の前日に予約する など)
- ・新しい利用の動きとして、自由に予約し、行き先を決めて、利用するようになった夫婦がおられる。

3. 新しい制度に関する意見

評価された点

- ・便利に利用している。(多数の方より)
- ・このような制度があると、心が豊かになるので、有り難い。
- ・今から引越す訳にはいかないのので、このような制度を使って、誰かに迷惑をかけることなく、暮らすことを考えないといけない。
- ・組合の代表者がいなくなると市民タクシーが利用できなくなる、という不安がなくなった。
- ・今まで世話人がおらず組合ができなかった地区でも、今回の制度は利用できる。
- ・他の地区の人とでも、チケット持つ人なら相乗りできるため、隣の地区にも制度を教えてほしい。
- ・組合単位ではなく個人(夫婦)で利用できるため、これまでは組合としての予約の関係で無理だった行き先やタクシー会社を自由に選ぶことができ、喜んでいる。
- ・精算の手間がなくなり楽になった。(以前、精算事務を担っていた方より)
- ・タクシーの乗務員も、チケット制の方が楽と言っていた。

評価されなかった点, 不便な点

- ・ひとりで利用できると有り難い。(4地区の全てで要望あり)
(病院の診察時間や通院先や違うので合わせるができない。自宅の近所に制度を利用する人がいない。など)
- ・1回で利用できる枚数(2枚)を、もっと増やして欲しい。
- ・タクシー乗務員に制度について尋ねても、詳しく知らない人がいた。
- ・チケットが余るのが勿体ない。(余りに対して抵抗を感じる方がおられた)

今後のスケジュール(予定)

12月～1月	住民自治組織(旧三次市内)対象の説明会実施
年度内	本格運用開始

相乗りタクシー利用助成券 見本(表)

(裏)

三次市あいのりタクシー利用助成券 No			
氏名	三次 花子	¥300	広島県 三次市長
有効期限	平成30年 3月 31日		
利用年月日	年 月 日		
【使用条件】 券を持った人同士 複数人で利用		乗車 回数 回数	発行者 三次市長
		【利用上の注意】 ①この券は本人が、別紙記載のタクシー等で利用した場合のみ有効です。 ②この券は1人では利用できません。券を持った人同士の乗車で1人2枚まで利用できます。 ③現金への換金、再発行はできません。 ④お釣りはできません。 ⑤この券は利用年月日が記入されたもののみ有効です。必ず記入してください。	
		協力機関(事業者)名記入欄	

(3) 三江線廃線後の代替交通の整備について

備北交通 三次～作木線（国道 54 号ルート）の変更について

1. 変更に係る系統

現運行 系統名	運行事業者	運行系統		系統キロ程	運行 回数	関係市町村名(起点 終点)	
		起点	終点			上段:市町名	下段:市町別キロ程(平均)
900-31	備北交通(株)	伊賀和志上	三次工業団地	往 41.0km 復 41.2km	2.0 回	三次市 37.7km	邑南町 3.4km
900-41	備北交通(株)	都賀都橋	三次中央病院	往 49.5km 復 49.7km	1.0 回	三次市 41.0m	美郷・邑南町 8.6km

2. 延長する路線

起 点 広島県三次市作木町大津 2 1 8 - 1 3 先
 終 点 広島県三次市作木町伊賀和志 4 4 5 先
 延長キロ 1 . 0 k m
 道路種別 国道 3 7 5 号 (旧道)
 管 理 者 広島県

3. 廃止する路線

- (1) 起 点 広島県三次市作木町伊賀和志 2 1 9 先
 終 点 広島県三次市作木町伊賀和志 1 4 0 先
 廃止キロ 0 . 1 k m
 道路種別 市道江原支線
 管 理 者 三次市
- (2) 起 点 広島県三次市作木町伊賀和志 2 1 9 先
 終 点 広島県三次市作木町伊賀和志 4 4 5 先
 廃止キロ 0 . 6 k m
 道路種別 国道 3 7 5 号 (旧道)
 管 理 者 広島県

詳細は【別冊資料 3】のとおり

4. ルート及び時刻について

【別冊資料 4】時刻表のとおり

5. 運賃の変更について

【別冊資料 5】運賃表のとおり

6. 変更予定日

平成 3 0 年 4 月 1 日

君田交通 川の駅～三次線（国道 375 号ルート）のバス路線の新設について

1．新設する路線に係る系統

運行系統名	運行事業者	運行系統		系統キロ程	運行回数	関係市町村名(起点 終点) 市町名 / 市町別キロ程
		起点	終点			
川の駅～三次線	(有)君田交通	川の駅常清 (港別)	三次駅前	23.9km	3.0 回	三次市 / 23.9km
川の駅～三次線 (香淀駅経由)	(有)君田交通	川の駅常清 (港別)	三次駅前	22.9km	2.0 回	三次市 / 22.9km

2．新設する路線

- (1) 起 点 広島県三次市作木町下作木 1 5 3 7 先
終 点 広島県三次市三次町 2 6 2 1 先
新設キロ 1 7 . 2 キロメートル
道路種別 国道 3 7 5 号
管 理 者 広島県
- (2) 起 点 広島県三次市作木町門田 3 3 - 6 先
終 点 広島県三次市作木町門田 8 9 - 9
新設キロ 0 . 6 キロメートル
道路種別 川毛門田線
管 理 者 三次市
- (3) 起 点 広島県三次市三次町 2 6 2 1 先
終 点 広島県三次市粟屋町 2 5 4 3 - 2 先
新設キロ 2 . 8 キロメートル
道路種別 国道 5 4 号線
管 理 者 広島県
- (4) 起 点 広島県三次市粟屋町 2 5 4 3 - 2 先
終 点 広島県三次市十日市南一丁目 1 6 5 8 - 2 先
新設キロ 1 . 6 キロメートル
道路種別 国道 1 8 3 号線
管 理 者 広島県
詳細は【別冊資料 6】のとおり

3．新設停留所

川の駅常清（港別）、三国橋、カヌー公園、香淀、香淀駅、門田トンネル上、唐香、日下、三次駅前

4．ルート及び時刻について

【別冊資料 7】時刻表のとおり

5．運賃の設定について

【別冊資料 8】運賃表のとおり

6．新設予定日

平成 3 0 年 4 月 1 日

三次市民バス作木町線の路線延長及び廃止，運行再編について

1．路線延長及び廃止に係る系統（現在運行中のルート）

運行系統名	運行事業者	運行系統		系統キロ程	運行回数
		起点	終点		
市民バス作木町線 A	㈲君田交通	柳原	文化センターさくぎ	28.8km	(月・木) 1.5 回
市民バス作木町線 B	㈲君田交通	長迫	文化センターさくぎ	26.4km	(火・金) 1.5 回
市民バス作木町線 C	㈲君田交通	西門様宅前	丹度	16.9km	(月) 1.5 回 (木) 1.0 回
市民バス作木町線 D	㈲君田交通	林様宅前	文化センターさくぎ	13.5km	(火・水) 1.0 回
市民バス作木町線 E	㈲君田交通	金広倉庫前	文化センターさくぎ	24.1km	(水・木) 1.5 回
市民バス作木町線 F	㈲君田交通	唐谷	文化センターさくぎ	19.5km	(火・金) 1.5 回

2．路線再編後の系統

運行系統名	運行事業者	運行系統		系統キロ程	運行回数
		起点	終点		
市民バス作木町線 上地区	㈲君田交通	下峠様宅前	文化センターさくぎ	28.7km	(火・水・木) 1.0 回
市民バス作木町線 中地区	㈲君田交通	矢田倉庫前	作木診療所前	17.9km	(月・火・水) 1.0 回
市民バス作木町線 下地区	㈲君田交通	伊賀和志駅	文化センターさくぎ	28.7km	(月・木・金) 1.0 回

3．運賃について

1人1乗車につき100円（三次市民バス運行条例による）

4．運行ルートについて

【別冊資料9】運行ルート図を参照

5．運行ダイヤについて

【別冊資料10】三次市民バス作木町線 運行ダイヤ（案）を参照

6．変更予定日

平成30年4月1日

県道 1 1 2 号ルートの路線新設について（安芸高田市運行分）

1．新設する路線に係る系統

運行系統名	運行事業者	運行系統		系統 キロ程	運行 回数	関係市町村名 (起点 終点)	
		起点	終点			安芸高田市	三次市
式敷駅 - 船佐・粟屋 - 三次中央病院	芸北タクシー 織田産業(株)	式敷駅	三次中央病院	19.2km	5.0 回	安芸高田市	三次市

2．新設する路線

- (1) 起 点 安芸高田市高宮町佐々部 2364-10
終 点 三次市粟屋町 3236-5 先
新設キロ 1 2 . 0 km
道路種別 県道 1 1 2 号線
管 理 者 広島県
- (2) 起 点 広島県三次市粟屋町 3 2 3 6 - 5 先
終 点 広島県三次市粟屋町 2 5 4 3 - 2
新設キロ 1 . 9 キロメートル
道路種別 国道 5 4 号線
管 理 者 広島県
- (3) 起 点 広島県三次市粟屋町 2 5 4 3 - 2
終 点 広島県三次市十日市東五丁目 3 5 4 - 3 先
新設キロ 2 . 3 キロメートル
道路種別 国道 1 8 3 号線
管 理 者 広島県
- (4) 起 点 広島県三次市十日市東五丁目 3 5 4 - 3 先
終 点 広島県三次市東酒屋町 5 2 - 6 先
新設キロ 2 . 6 キロメートル
道路種別 国道 3 7 5 号線
管 理 者 広島県
- (5) 起 点 広島県三次市東酒屋町 5 2 - 6 先
終 点 広島県三次市東酒屋町 1 0 5 3 1
新設キロ 0 . 4 キロメートル
道路種別 市道鷹ノ巣線
管 理 者 三次市
詳細は【別冊資料 11】のとおり

3．新設停留所

(安芸高田市内) 式敷駅, 信木, 所木, 船佐駅, 乙木橋
(三次市内) 長谷, 馬行谷, 粟屋, 丸大食品前, 三次駅, 三次中央病院

4．ルート及び時刻について

【別紙資料】時刻表のとおり（当日配布）

5．運賃の設定について

【別紙資料】運賃表のとおり（当日配布）

6．新設予定日

平成 3 0 年 4 月 1 日